



埼玉県報

第379号
令和5年(2023年)
1月17日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（森づくり課）

告示

- 指定納付受託者の指定（情報システム戦略課）
- 春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）

規 則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げるサービスを利用した手数料等の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 サービスの名称、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

サービスの名称	指定納付受託者の事務所の所在地、 名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県電子申請・ 届出サービス	東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 本間 洋	令和五年二月一日 から同年三月三十 一日まで

二 指定をした日

令和五年一月六日

告 示

埼玉県告示第三十九号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス石橋店

埼玉県東松山市石橋千五百九十三番二十二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 騒音・振動規制法に該当する施設を設置する場合は届出を行うこと。
- (2) 特定建設作業に伴う建設工事を施工する場合は届出を行うこと。
- (3) 駐車場においてアイドリングストップ等規制基準を遵守すること。
- (4) 駐輪場の位置変更により、開発区域内の緑地面積が変わると考えられる。開発工事完了までに、開発許可事項変更許可の手続きを行うこと。
- (5) 駐車場から道路への出入りについて、見通しが悪くならないような位置に案内看板等を設置すること。
- (6) 入口付近での渋滞防止のため、右折車への対応を適切に実施すること。
- (7) 周辺道路は、小・中学校の通学路となっているため、出入り等通行の際は注意すること。

二 縦覧期間

令和五年一月十七日から令和五年二月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

告示

埼玉県告示第四十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和五年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

道路の種類	路線名	区間
県道	川口蕨線	埼玉県川口市西川口六丁目三〇六番二地先から 埼玉県川口市西川口六丁目八四番二地先まで

告 示

埼玉県告示第四十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和五年一月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区 間
県道	本庄停車場線	埼玉県本庄市銀座町一丁目四〇五〇番六地 先から 埼玉県本庄市銀座町二丁目四一〇二番八地 先まで